官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件の一部を改正する件（個人情報保護委一四）　一
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務三六一）　一
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務一三二、一三三）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四二七、四二九）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同四二八）
○保安林の指定をする件（農林水産一六六九～一六七一）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一六七二、一六七三）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一六一）
〔国会事項〕
内閣
〔人事異動〕
内閣
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
最低賃金の改正決定に関する公示（宮城労働局最低賃金公示三、栃木同二、山口同三、香川同二、福岡同三・四）　三
〔公　告〕
労　働
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　三
諸事項
官庁　三
財団、建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第十四号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十八年個人情報保護委員会告示第五号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく事務所の場所を告示する件）の一部を次のように改正し、令和七年十一月二十五日から施行する。

令和七年十一月六日　個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　虎ノ門アルセアタワー十二階　個人情報保護委員会事務局総務課内	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号　霞が関コモンゲート西館三十二階　個人情報保護委員会事務局総務課内

その他告示

○総務省告示第三百六十一号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年十月二十二日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年十一月六日　総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス３１６１
2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　81a0 2643 9199 8472 9e5f f9b8 d399 9d58 d98c 13b3
3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　f39c d355 cd50 9c49 2ee7 b2b0 9db6 53c3 5044 e301 4241 4a6f 8eb7 5d57 c133 8292
4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　865e b3be 86af 635b 2ee2 a294 cbd0 917d 0600 aa8c
5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　54b7 ee79 d316 f4ef d138 7f47 29b1 118f a209 28fe b29a c008 5d16 90c9 59b6 64f0
6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地